

用語の定義	該当	法第2条第1号
	条文	令第138条第3項第2号

機械式自動車車庫の取扱い

□ 内 容

屋根を有しないエレベーター・スライド式の機械式自動車車庫は建築物か。

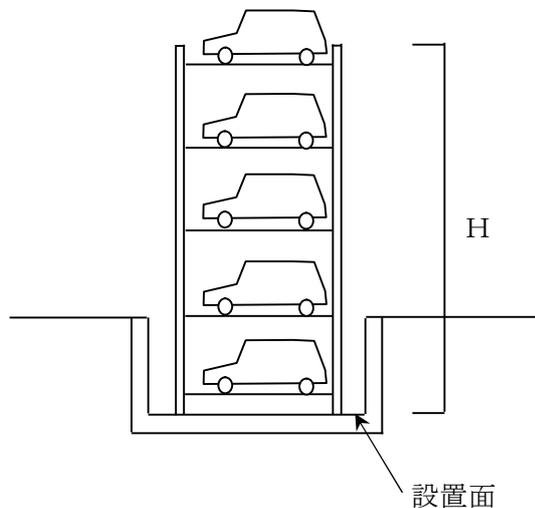
□ 取 扱

屋根を有しない機械式自動車車庫で設置面からの高さが8mを超えるものは建築物である。

屋根を有しないもので設置面からの高さが8m以下のものは工作物であり、そのうち建築基準法施行令第138条第4項第2号に該当するもの（「準用工作物という」）は、法88条第2項の規定により工作物の確認申請が必要である。

また、準用工作物である機械式自動車車庫は、法48条（用途制限）の規定が準用されるので注意が必要である。

なお、高さの算定にあたっては、支柱、梁等の固定部分のうち最高部分までの高さによるものとし、開放性の高い手すりなどの簡易な部分は高さに含まない。また、可動部分で停止状態が長期間継続される形式の装置にあっては、その部分までの高さとする。



□関連資料 吊上式自動車車庫の取扱いについて（S.35 住指発第368号）